

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（平成18年新潟県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略） （祝日等出勤手当に関する経過措置）</p> <p>3 改正前の規程第9条の規定を適用した場合に、特殊勤務手当が支給される業務に従事する職員に対しては、平成33年3月31日までの間、12月29日から翌年1月3日までの間において、当該業務に従事するため、正規の勤務時間を割り振られ2時間以上勤務した場合に限り、1回につき900円（1回の勤務時間が5時間に満たない場合にあつては、450円）を特殊勤務手当として支給する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略） （祝日等出勤手当に関する経過措置）</p> <p>3 改正前の規程第9条の規定を適用した場合に、特殊勤務手当が支給される業務に従事する職員に対しては、<u>当分の間</u>、12月29日から翌年1月3日までの間において、当該業務に従事するため、正規の勤務時間を割り振られ2時間以上勤務した場合に限り、1回につき1,800円（1回の勤務時間が5時間に満たない場合にあつては、900円）を特殊勤務手当として支給する。 <u>ただし、第5項により救急業務手当に関する経過措置による特殊勤務手当が支給される職員には支給しない。</u> <u>（特殊業務手当に関する経過措置）</u></p> <p>4 <u>改正前の規程第10条の規定を適用した場合に、特殊勤務手当が支給される業務に従事する職員に対しては、当分の間、病院業務に従事した日1日につき70円（医事業務に従事する職員のうち経営課長を除く職員、クリーニング師、洗たく業務に従事する技術員、薬剤業務に従事する技術員及び調理師にあつては1日につき140円）を特殊勤務手当として支給する。</u> <u>ただし、新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の規定により管理職手当の支給をうける職員には当該特殊業務手当は支給しない。</u> <u>（救急業務手当に関する経過措置）</u></p> <p>5 改正前の規程第12条の規定を適用した場合に、特殊勤務手当が支給される業務に従事する職員に対しては、<u>当分の間、当該業務に従事するため、正規の勤務時間を割り振られ勤務した場合に限り、1回につき1,800円（1回の勤務時間が5時間に満たない場合にあつては、900円）を特殊勤務手当として支給する。</u> <u>ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第22条に規定する休日給が支給される場合は支給しない。</u></p>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。